

〈 国 別 に 必 要 と な る 場 合 が あ る 書 類 〉

- 外国で取得した証明書類には、当該国の外務省による公印確認又はアポステイーユが必要です。
- 外国の運転免許証とパスポート等に記載の氏名が異なる場合は、その理由を疎明する証明書が必要になります。
- 書類はいずれも原本の提出又は提示が必要です。証明書等のコピーは使えません。
- 2種類以上の免許を保有している場合は、原則として運転免許の経歴を証す書類（ドライビングレコード等）が必要です。

インド	<input type="checkbox"/> インドの交通局発行の証明書
インドネシア	<input type="checkbox"/> 運転免許証の交付日が確認できる証明書
カンボジア	<input type="checkbox"/> 運転免許証の交付日が確認できる証明書
スリランカ	<input type="checkbox"/> スリランカ交通局発行の運転免許証明書
タイ	<input type="checkbox"/> 運転免許経歴証明書
ネパール	<input type="checkbox"/> ネパール国で発行した運転免許経歴証明書
パキスタン	<input type="checkbox"/> 駐日大使館発行の運転免許に係る証明書
フィリピン	<input type="checkbox"/> 運転免許経歴証明書
	<input type="checkbox"/> オフィシャルレシート
ベトナム	<input type="checkbox"/> 駐日大使館における運転免許証の認証
バングラデシュ	<input type="checkbox"/> ドライビングレコード（本国で発給されたもの）
ミャンマー	<input type="checkbox"/> 運転免許証の交付日がわかる証明書の原本とその日本語訳
モンゴル	<input type="checkbox"/> モンゴル国で発行した運転免許証明書
ブラジル	<input type="checkbox"/> 運転免許経歴証明書（WEBで可）
中国	<input type="checkbox"/> 基本信息
	<input type="checkbox"/> 成績証明、経歴証明、信用状況又はデジタル免許証をプリントアウトしたもの（顔写真、氏名、QRコード、住所、免許種別、取得日がすべて入っているものに限る）のうち1点
マレーシア	<input type="checkbox"/> 運転免許経歴証明書
EU加盟国	<input type="checkbox"/> 外国免許の発給国の滞在期間を証明する書類（パスポートに入国出国のスタンプが確認できないため、下記の「外国免許の発給国の滞在期間を証明する書類」原本を準備）
パスポートに運転免許発給国の入出国のスタンプが押していない国	<input type="checkbox"/> 外国免許の発給国の滞在期間を証明する書類（パスポートの入国出国のスタンプを押していないため確認できません。下記の「外国免許の発給国の滞在期間を証明する書類」原本を準備）

**外国免許の発給国の滞在期間を証明する書類**

※受けようとする日本の免許に相当する外国免許を受けた後、当該外国免許の取得年月日から起算して当該外国免許の発給国等に滞在していた期間が通算して3か月以上であることを証明するために必要となる以下のいずれかの書類が必要となります。

①領事機関等の公的機関が発給した外国免許取得後、当該外国免許の発給国に3か月以上滞在したことを証明する滞在証明書又は出入国記録

②現在有効なパスポート（ただし、当該パスポートの発給日から3か月以内に出国している場合は、当該パスポートだけでは外国の運転免許を受けた後に通算して当該外国等に3か月以上滞在していたことを証明できないため、過去に発給を受けたパスポートがある場合は、当該過去のパスポートも用意してください。）

③当該外国等の企業、学校等に在職（在学）していたことを証明する証明書（企業、学校等の組織や責任者が発行し、在職（在学）していた期間が明示されたもの）又は当該外国等で納税したことを証明する書類であって、当該外国免許の発給国に3か月以上滞在していたことが証明できるもの

④①、②、③の書類等がいずれもない場合は、現地で生活していたことを疎明する書類（賃貸アパートの契約書、給与明細等で申請者名義のもの）等であって、当該外国免許の発給国に3か月以上滞在していたことが証明できるもの

※④の書類（賃貸アパートの契約書、給与明細等で申請者名義のもの）は、アパートを契約していた期間や給与の支払い期間が明記されている必要があります。また、これらの書類1種類で3か月を超えていない場合は、複数の書類に記載された期間を通算して当該外国免許の発給国に滞在していた期間が3か月以上あることが確認できれば足りません。

※出入国の自動化ゲートが導入されている国については、パスポートによる滞在確認ができない場合があります。

※外国免許の取得後に当該外国免許の発給国に1年間以上滞在していたことが証明できる場合は、初心運転者標識の表示義務が免除となります。